

ヨーロッパ特許庁における審査官コース研修 ～JPO研修生の研修記～

審判課審判企画室 岩谷 一臣

1. はじめに

これまで、国際審査官協議に多くの審査官が参加し、もはや遠くて近いヨーロッパ特許庁ですが、昨年、ハーグオフィスに約1年間滞在し、審査官コース研修に参加する機会を得ましたので、ヨーロッパ特許庁の審査官がどのような研修によって知見を涵養しているのか、JPO審査官の目から見た印象を紹介しします。なお、ヨーロッパ特許庁も結構動きが速く、ここで紹介した情報は、すでに変更されている可能性があるのご容赦下さい。

2. 研修組織

ヨーロッパ特許庁の組織そのものは、みなさんにとって十分に既知だと思いますので、そこは割愛して、研修に関する部署について説明します。まず、一口に研修といっても、審査に関する研修をはじめ、語学研修、マネジメントに関する研修等々、さまざま研修がありますが主に審査実務・法律に関する研修を担当する課として、Directorate Learning & DevelopmentがDG2内にある品質管理を担当する部であるPrincipal Directorate Quality Management下におかれています。その他、語学研修やマネジメント研修等、職員の能力を高める研修を担当する課としてDirectorate Recruitment, Personal Development & Staff Welfare、及びDirectorate Personnelが、DG4内におかれています。ちなみに、前者はミュンヘンオフィスを担当し、人事担当部であるPrincipal Directorate Personnel内に、後者は、ハーグ/ベルリンオフィスを担当し、同オフィスの総務担当部であるPrincipal Directorate

Administrative Hague & Berlin内におかれています。

また、研修担当の審査長等が参加するLearning & Development Committeeが設けられており、審査官に対する研修の企画・管理を担当する委員会として機能しています。

組織の置き方から見て面白いのは、審査実務・法律関係の研修を所掌する課と、語学等の研修を所掌する課とが別であり、特に前者は、組織上、品質管理の一貫として位置付けられていることと、後者はオフィス毎に担当が分かれていることでしょうか。あともう一つ、意外な発見は、語学研修でしょうか。たとえ英・仏・独語がオフィシャル言語であっても、審査官によって得手不得手が結構あります（もちろん、現地語であるオランダ語の研修もあります。ちなみに、日本語の研修コースはありません。そちらは自費でどうぞ。）。なお、語学研修は義務というものではありませんが語学能力はいわゆる試用期間（Probation Period）における評価項目とされており、審査長から受講せよ！と命ぜられることがあります（試用期間の評価が悪いとどうなるのでしょうか？話がずれますので、割愛します。）。

また、上述の研修は、EPO職員向けのものですがEPC加盟各国特許庁の職員をはじめ知的財産に関する業務に従事する者を対象に、特許に関する条約、実務等の研修を行う機関として、2004年7月にEuropean Patent Academyが設置されました。これは、各国特許庁や大学等と協力して、各種セミナー、シンポジウム、ワークショップ、E-ラーニング等を広く提供する他、弁理士志願者に対する研修、大学における知的財産の啓蒙等を行っています。

その他、研修と呼べるかどうか分かりませんが上述のセミナー等の他に、EPOでは外部からインターンシッ

プを次のとおり受け入れています。

①Praktika intern

弁理士志願者に対する審査部、審判部での研修で、3～4週間実施。

②In-service Traineeships

大学卒業者を対象とし主にDG5内で行われる研修で、4ヶ月程実施。また、他のDGにおいても内部の要請に応じて実施。

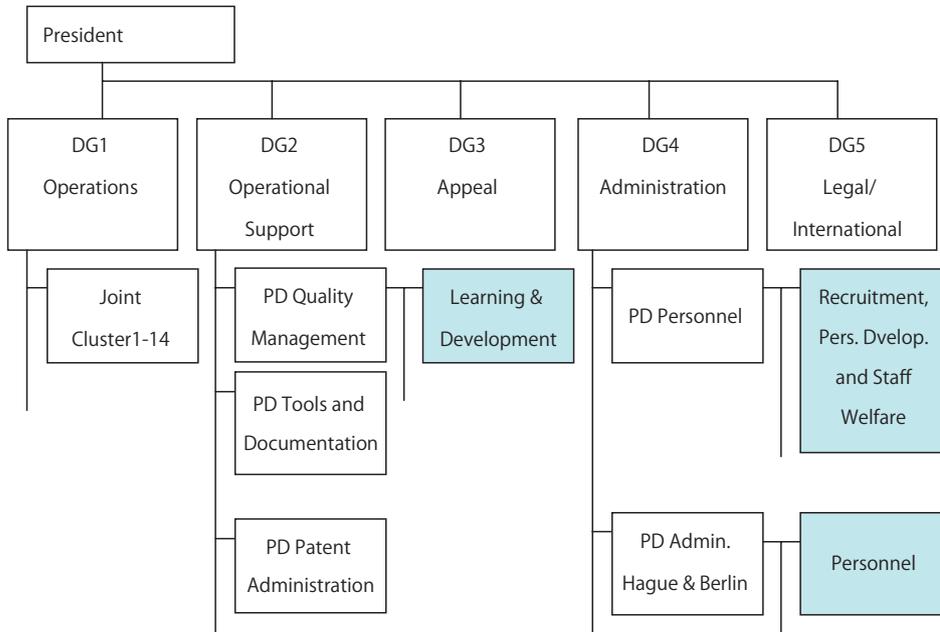


図1 研修組織

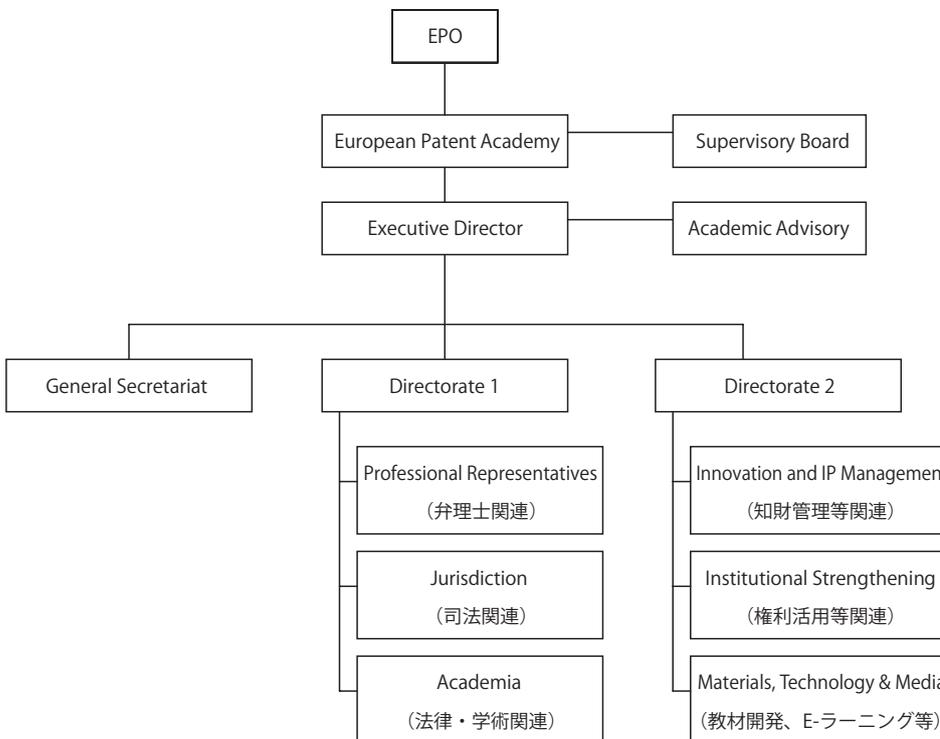


図2 European Patent Academy組織図

3. 審査官に対する研修

EPO審査官に対する研修は、さまざま用意されていますが大きく次の3つに分けて考えることができます。

①審査官コース研修・BEST研修

誤解を承知で審査官コース研修・BEST研修と書きましたが要は、新規採用者又はBEST審査官化の希望者に対し、サーチ及び審査の実務能力を涵養するための研修です。ここで、「あれ？既に全員BEST審査官化したのでは？」との疑問をお持ちの方もいらっしゃるかもしれませんが現在でもサーチ審査官若しくは実体審査官を続け又はBEST審査官に転向すべく研修を受けてい

る方がいらっしゃいます（なお、新規採用はもちろんBEST態様のみです。また、予定どおりであれば、BEST化率は既に95%に達しているはずです。）。

②審査実務に関する研修

異議、分類、口頭審査（Oral Proceeding）、サーチ、他国の特許制度等、審査実務に関する各種研修です。

③技術・語学・その他事務に関する研修

技術や語学をはじめ、その他プレゼンテーション、コミュニケーションの研修、採用担当や課長に対する各種研修です。

表1 審査官コース研修・BEST研修

類別	研修名	仮題	対象者	期間
Basic patent related training	New examiners training	審査官コース研修	新規採用者	コースA~G、合計59日間。ただし、化学系は3日追加
	Migrants Training	BEST研修	サーチ審査官 実体審査官	6コース、30日間 7コース、32日間
	external database training	商用DB研修	審査官	1.5日間程度

表2 審査実務に関する研修

研修名	対象者	主な研修内容	期間
チェアマン研修	BEST経験 5年以上	Task of chairperson, Judgement of "Votum", Task and Attitude of a chairperson in oral proceedings	0.5日程度
異議研修	審査官	Module1: The Written Procedure Module2: Oral Proceedings and the Taking of Evidence	
異議(口頭諮問)研修	十分な異議経験者		2日間
サーチ分類研修	審査官(新人等)	Use the classification system for effective search	0.5日間
分類研修	サーチ分類研修、及び各フェーズ修了者	Phase I: Rules, practices and tools Phase II: Introduction to field related classification practice Phase III: Learning by doing, i.e. while classifying new document	6月以内程度
IP研修	審査経験2年以上	IP laws in Japan and negotiation with the Japanese US Patent Law and Patent examining procedures The Regulation of IP law and policy at the EU level Recent development in English Patent law and Procedure Presentation on the IP management and strategy The Role of IP in the Birth of a New Industry . . . etc	各0.5日、 計3~4日程度
審査トピック研修	コース毎で異なる	Non unity and complex applications Prior art search tools on the internet Efficient search techniques FI, F-term codes and JPO citations Introduction to IP Oral proceeding in examination EPOQUE update Case Law and EPC2000 . . . etc	各々 0.5~2日 (コース毎)

表3 技術・語学・その他事務に関する研修

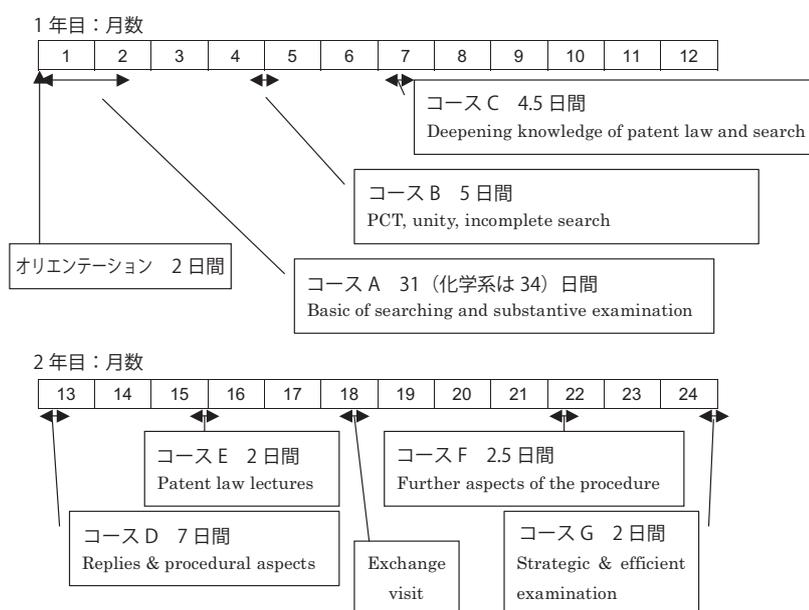
研修名	対象者	主な研修内容	期間
指導者研修		Instruction in the role of a coach for colleagues full-BEST training	3日間
プレゼンテーション研修	審査官	Presentation techniques (Designed to present the Academy course for new comer)	3日間
パーソナルスキル研修	審査経験2年以上	Active reading on screen Effective communicating with applicants and attorneys	各2日 (コース毎)
技術・学会研修	審査官	(On request by the examiner, in agreement with the Director or Principal Director)	
語学研修 (庁内)	審査官・事務職	英・仏・独・蘭語のコース (審査官向け、事務職向け、共通向けの3コース)	審査官 80時間 事務職 160時間 共通コース 30時間
語学研修 (庁外)	審査官・事務職	Evening courses (語学学校コース) Courses Abroad (海外語学学校コース)	
コンピュータ研修	審査官・事務職	OS2からウィンドウズ2000への移行に伴うワードパーフェクト、エクセル、ロータスノート等の研修	各プログラムにつき1~2日
課長級研修	課長等		数日程度
能力開発研修	審査官・事務職	Project management Presentation skills Negotiation skills Team building Time Management Presentation for retirement Improved reading . . . etc	各コース2,3日程度
採用者研修	採用担当者 (審査官、事務職)	Recruitment interview techniques	3日間

4. 審査官コース研修

ここからは、新規採用者を対象とした審査官コース研修コースについて、もう少し詳しく説明します。この研修は、EPO特許庁の採用時期に合わせて概ね2ヶ月ごとに開講します。日数は、2年に分けて合計59日間と

なっており、JPOに比べて短いという印象があるかもしれませんが講義は概ね9時から17時（昼休み1時間）であり、受講時間は413時間に達するので、JPOにおける審査官補コース研修及び審査官コース前期／後期を合算した時間よりも長くなります。

受講スケジュールは、概ね次のとおりとなります。



次に、各コースの主な内容です。長くなりますが、研修のタイトルを縦覧すれば、どんな研修方針であるか少し見えてくるとと思いますので、あえて列記します。

1) コースA (Basic of searching and substantive examination)

〈タスククラス1〉

- ①メールソフトの使い方 (Using Lotus Notes)
- ②明細書及びクレームの記載要件の審査 (Examining Description and Claims)
- ③新規性基礎 (Novelty Basics)
- ④進歩性基礎 (Inventive Step Basics)
- ⑤特許査定メモ"Votum"の書き方 (Writing a Votum)
- ⑥特許査定時の合議審査官の業務 (Second examiner task at the grant stage)

〈タスククラス2〉

- ①エポック基礎 (EPOQUE Basic, Viewer)
- ②新規性2 (Novelty Advance)
- ③サーチレポートの文献カテゴリー (Categories of documents)
- ④起案 (Drafting a Search Opinions, CASER, CASEX, ESOP)

〈タスククラス3〉

- ①進歩性2 (Inventive Step Advance)
- ②進歩性の拒絶理由の起案 (Drafting a Search Opinions (Inventive step objections))
- ③EPOQUE応用 (EPOQUE advance)
- ④効率的なサーチ (Search Strategy)

〈タスククラス4〉

- ①記載不備 (Clarity)
- ②記載不備の拒絶理由の起案 (Drafting a Search Opinion (Clarity))
- ③サーチ段階における各種出願の扱い (Handling of a file in the search phase)
- ④時間管理・業務管理・勤務評価 (MUSE Time Registration)
- ⑤外部DB (Introduction to External data bases)

2) コースB (PCT, unity, incomplete search)

- ①コースAの復習 (Refresh course A)
- ②PCT手続きについて (PCT procedure)
- ③単一性 (Unity)
- ④コンプレックス・アプリケーションの扱い (Complex applications)
- ⑤記載要件 (Sufficiency of disclosure)

3) コースC (Deepening knowledge of patent law and search)

- ①新規性、進歩性、記載要件応用 (Novelty/Inventive Step/Clarity Advanced)
- ②分類 (Classification)
- ③インターネットを用いたサーチ (Internet searching)
- ④不特許事由 (Exclusion and exception from patentability)

4) コースD (Dealing with replies)

- ①意見書の扱い (Handling of replies)
- ②補正所の扱い (Amendments)
- ③面接・応対 (Interviews)

5) コースE (Various aspects of intellectual property)

- ①知的財産権概論 (Intellectual property rights)
- ②企業における特許活用 (Patents in industry)
- ③弁理士の業務 (Work of a patent attorney)
- ④DG5の弁護士業務 (Meet a lawyer from DG5)

6) コースF (Refusals and further aspects of the procedure)

- ①拒絶理由の通知 (Refusals)
- ②口頭審査ロールプレイ (Role play of Oral Proceedings)
- ③前置審査 (Interlocutory revision)
- ④異議の概要 (Introduction to Opposition)

6) コースG (Strategic and efficient examination)

5. 研修日誌

さて、前置きが長くなりましたが、JPO研修生が受講したヨーロッパ特許庁の審査官コース研修記について、ご紹介します。

(1) 採用1～2日目

採用から2日間は、採用後の諸手続を初め、服務規程、組織、ヨーロッパ特許庁における業務の概観等について、ホールに集合して説明を受けます。ただし、このレクチャーは、審査官コース研修ではありません。

(2) コースA：採用3日目から31日間

1) 研修初日

採用3日目から、機械・電気・化学の3クラスに分かれて、いよいよ審査官コース研修がスタートします（ただし、採用人数や技術分野の偏りにより、クラス編成が異なることがあります。）。このコースAは、各コースの中で最も長期間、集中して行われます。各クラスに割り当てられる研修生は、10数名程度で、審査官と同じソフトウェアがインストールされたPCが各自に割り当てられます。なお、この時期は、研修生には執務室が割り当てられておらず、研修所に出勤し、そのまま帰宅することになります。

さて、JPOからの研修生は、機械クラスに配属され、緊張の中で第1回目の講義が開催されました。最初のカリキュラムは、特許の概要か？ヨーロッパ特許庁における審査の理念か？それともEPCの条文の説明か？と待ちかまえていましたが第1回講義は「メールソフトの使い方」(Using Lotus Notes)。気を取り直して、第2回講座に臨むと、今度はいきなり「明細書及びクレームの記載要件に関する審査」(Examining Description and Claims)。そうです。これが、ヨーロッパ特許庁における審査官研修なのです。つまり、ヨーロッパ特許庁における審査官の研修とは、実務家としてのプロ審査官の養成であり、いわゆる行政官の育成ではないのです。1クラス10数名のクラス編成も、研修用のPCが割り当てられるのも、すべてプロとしての審査官を養成するための一環であり、本願の理解からサーチ、特許性の判断、起案にいたるまで、すべて豊富な例題演習と、議論によって研修が構成されています。また、例えば同じ記載要件であっても、内容を深化した講義が繰り返し行われ、徐々に実務的に高度な内容に踏み込むようなカリキュラム編成となっています。また、講師は、ほぼすべての講義について審査官が担当しており、我が国における審査官コース研修のように、外部の有識者による講義はありません。なお、講師のための講義が、別途用意されています。

JPO研修生は、一応審査官ですので、審査官コース研修の講義内容なんて簡単、と思って講義を受けていましたが、クレームツリーを作成する例題で、自信満々で回答を発表したら、思わぬ落とし穴がありました。お恥ずかしい限りですが、EPCの説明と我が国特許法

で、独立項／従属項の考え方が違っていました。その他、クレームの記載要件（例えば2パートフォーム等）、新規性・進歩性の判断等、さまざまな違いがあり、似て非なる制度だと思い知らされる場面が多くあり、何度となく「日本国特許法とは違いますね。」等の言い訳が必要でした。

2) 研修2～5日目

さて、第3回目の講義である「新規性の基本」(Novelty Basics)で、講師と思わぬ議論になりました。この日も、簡単な説明があった後に、例題演習となったのですが、「わに口クリップをもつクリップ・カーソル……」の引例によって、「スライド可能に設けられたクリップ・カーソル……」(a clip cursor slidingly mountable)の新規性が否定できるか否かについて、講師は「わに口クリップも、ゆるめればスライド可能である」との理由で新規性を否定したのですが、数人の受講生は、「わに口クリップをゆるめれば外れるだけで、これでスライド可能なクリップ・カーソルの新規性を否定するのは違和感がある。」と猛反対となりました。このように、レベルの高低という面はありますが受講生間だけではなく、講師と受講生の間でも常に議論が行われるため、講師は、受講生を論理によって納得させるための理論武装が必要となります。なお、上記のような議論は、語学的な解釈に起因する面も多く、JPO研修生はもちろん、EPOの審査官にとっても語学の壁の存在があることを知りました。事実、解釈が微妙な場合は、その言語を母国語にする審査官に相談するようです。

3) 研修6～11日目

この頃から、サーチツールの使い方、起案ツールの使い方の研修に入ります。多くのJPO審査官にとって、EPOQUEシステムやViewerは既におなじみ（少なくとも名前は）になっているのではないのでしょうか。度重なる改修により、ずいぶんユーザインタフェースが改善されておりますがJPOのFタームシステムに比べると、正直なところまだまだ、という感がぬぐえません。しかし、コマンドの組合せによる自由度の高さは健在で、それ故、相変わらず強力なツールとなっています（なお、OSのサポート期間満了に伴い、全面改修が予定されています。次期システムは、さすがにCOBOLで

はないようです。)

研修では、ツールの使い方についてごく基本的な説明の後、事例演習に合わせてより高度な使い方、便利な使い方を学んでいきます。また、これ以降の研修では、例えば新規性・進歩性の講義において、まず研修生自らサーチを行い、その結果をもって議論し、その結果を基に拒絶理由通知等の起案を行うという形、すなわち、実務の流れに即した形で講義が進んでいきます。

4) 研修12日目～18日目

この段階で、EPOの進歩性の判断手法として有名な“Problem Solution Approach”を学習します。起案も、より詳しく、より実務的なものとなり、次のような形式の起案を学びます。

進歩性を否定する起案の一例)

1. 引用文献の引用

Reference is made to follow documents...

D1: JP-A-50123456.....

D2: EP-A1-500001.....

2. 結論

... because the subject-matter of claim 1 does not involve an inventive step in the sense of Article 56EPC.....

2.1 一致点・相違点

The document D1 disclosestherefore, the subject-matter of claim 1 differs in that;

2.2 相違点に基づく解決すべき技術課題の認定

The problem to be solved by the present invention may therefore be regarded as following:.....

2.3 技術課題に対する解決

The solution proposed in claim 1 of the present application can not be considered as involving an inventive step (Article 52 (1) and 56 EPC) for the following reasons; the document D2 disclose and indicate....

When confront with the above mentioned problem, the skilled person would realize that addition ... as described in document D2 provides

an effective devise.

Therefore, the skilled person would include ... device into the ... of document D1 without any inventive activity.

3. 従属請求項

4. 結論 (他の独立請求項)

5. 結論 (従属請求項)

6. 記載要件に対する拒絶理由、軽微な記載不備の指摘

7. 補正の際の注意事項 (Rule29 (1), (7), Art.123 (新規事項追加不可) 等)

ちなみに、EPOの起案は確かに丁寧ですが、JPO研修生が研修を受け、あるいはEPOの審査実務の現場に滞在した印象では、これは“Problem Solution Approach”における判断手法の流れに沿って起案しているためではないかと思われました。すなわち、この進歩性判断の手法は、本願発明のストーリー（発明の課題及びその解決手法）とは別に、先行技術と本願とを対比し、その相違点に基づく解決すべき技術的課題を審査官が独自に設定し、それに対し解決手法の説示を行うという特性上、丁寧に起案しないと審査官が何を解決すべき技術的課題に設定したのか分からなくなる、ということに起因するのではないかと見受けられました。また、独立請求項は右のとおり丁寧に起案しますが、従属項はまとめて、ごく簡単な説示に止まります。なお、拒絶理由の基本的な言い回しは、“Clause”と呼ばれる汎用例集に記載されています。

また、この段階ではより効率的なサーチ手法、所謂“Search Strategy”を学びます。ただし、これはJPOにおけるサーチストラテジーとは全く別物で、むしろ分野に関わらず一般的にどのようなサーチが効率的か、という点に主眼がおかれています。一例としては、次のようなものです。

○本願クレーム；

重量の計測装置における補正手段であって、GPSを用いて高度を計算し、前記高度から重力値を算出し、前記重力値を用いて計測結果の値を補正することを特徴とした重量の計測装置。

○サーチコンセプト；

・重量の計測装置における補正装置

- ・高度による重力の算出
- ・GPSを用いた高度の計算

○サーチすべき分類の解析；

- ・ターゲットサーチ
重量 and 計測 and 補正 and 重力
- ・ECLAの分析 (..stat /ec)
G01G23/01、G01G23/16B ……

- ・FIの分析 (..stat /ec)
G01G23/01、G01G23/01&B ……
- ・サーチすべき分類の決定 (+claによる分類の確認)

○サーチすべきテキストの解析；

- ・重量、質量、重さ、計測、補正、訂正 ……
- ・高度、高さ、高+、重力 ……
- ・GPS、衛星、高+ ……

○サーチテーブル；

分類	サーチコンセプト		
	重量計測装置の補正装置	高度による重力補正	GPSによる高度算出
ECLA	A1) G01G23/01	B1)	C1) G01S5
FI	A2)	B2) G01G23/01&B	C2)
テキスト (and/or)	A3) 重量、重さ、質量、重+ 計測、測定、測+ 補正、訂正、算出、修正	B3) 高度、高さ、高+ 重力	C3) GPS、衛星 高度、高さ、高+

and

or

○サーチ順序の組み立て；

- ・ B2) 本願に極めて関連する分野であり件数も少ないことから、まずここから検索を開始する。
- ・ A1) ここを全てスクリーニングすれば十分であると考えられるが件数が多いため、B3)、C1)、C3) と組み合わせて件数を絞り検索していく。最終的にすべて見るかどうかは、サーチの結果を見ながら決めていく。
- ・ C1) 極めて件数が多いため、この分類単独でのサーチは不適
……等々

この例を見てお気づきだと思いますが、FI (又はFターム) は、審査官コース研修で既に当然のように用いられています。つまり、技術分野にもよりますが、EPOの審査の現場において、これらはごく日常的に用いられています。

5) 研修19日目以降

さて、最も長いコースAも佳境に入りEPOが扱う各種出願についての説明や“MUSE”と呼ばれる勤務時間管理プログラム等、審査周辺の説明となります。また、

このコースの最後の仕上げとして、実案件数件を用いて、本願理解からサーチ、特許性の判断、起案まで、実務に沿って一通りの流れを実習し、講義が終了します。なお、この時期に入って、各研修生に執務室が割り当てられることになります。

ここで、ひとまず研修は一段落し、指導審査官の下でOn the job trainingとなります。

なお、EPOには審査官補というグレードは正式にはありませんが採用から2年間は指導審査官の下で業務を行い、また当該期間は俗称でJunior Examiner等と呼ばれており、実質的に審査官補の期間となります。また、先にご紹介したとおり、PCTや拒絶理由通知に対する補正に対する対応、知的財産権全般に関する講義等、残りのコースB乃至Gを2年間に順次受講することになります。

ところで、この研修の終了基準は何でしょうか？実は、筆記試験やレポートは課せられていませんし、審査官グレードへの昇任のための条件にもなっていません。講師が研修生の評価を行うとともに、所属の審査長が業務の中で実務能力等の評価を行います。研修それ自体に合格・不合格という概念はないようです。

6. 研修を終えて（雑感）

誰に、いつ、どのような内容の研修を行うのかは、組織が求める人材像や人材のキャリアアップに対する考え方に大きく左右されます。EPOの研修はどうでしょうか？繰り返しになりますが、審査実務のプロを育てることに主眼が置かれた研修であることに間違いありません。これは、採用担当の審査長が、「我々（EPO）は、職業訓練の場ではなく、豊富な経験に基づく技術のプロを採用し、それを如何にプロの審査官として育て使っていくかが重要であり、使命でもある。」と語っていたのとリンクする気がします。また、審査官に個室が与えられるという執務環境が影響している面もあります。2年間は指導審査官による指導が行われるといっても、JPOのようにすぐ隣の席に経験豊富な者がいて、指導審査官以外の審査官にもいつでも相談できるという体制ではないため、実務の研修が一層必要になるという事情もあるのだと思います。その他、年間を通じて採用が行われることも影響がありそうです。このように、さまざまな事情があるため優劣は付けられません。組織に合わせた研修を設計する、月並みですがこれに尽きるようです。

最後に、EPOでもE-ラーニングを取り入れる動きが活発であることを付記して、筆を置きたいと思います。

profile

岩谷 一臣（いわたに かずおみ）

平成4年4月 特許庁入庁
審査官（一般機械、熱機器）、特許情報課、
特許審査第二部審査調査室、調整課、EPO
ハーグ派遣、審判官を経て2007年7月から
現職。